

ジエリアの場合が典型的)である。この型の場合、武力侵略が大規模な移住の前提となつてゐる。総じて、移住民自身も武装してゐた点を見のがしてはならない。ただ、かれらが、すくなくとも入植の初期段階に行使した権力は、国家権力ではなかつた。こうしたことを考えると、近代に適用できる《植民地》を定義する場合には、十分にせまく限定して、たとえば一時的な軍事占領や、武力による近代国民国家への境界地域の併合(たとえば一八七一年―一九一八年のエルザス・ロートリンゲン)などの歴史上の事例は除く必要があるだらう。

次に、そうした条件を満足させる定義を提案することにする。表現は、いくぶん法律的学的に煩わしいものになるが、歴史学上の用語の正確を期すためにはやむをえない。すなわち、《植民地》とは、侵入(侵略、移住による植民地化のいずれか、または両方)によつて、植民地以前の状態に関連つけて新たに設けられた政治構成体であり、この構成体の支配権をにぎる他国の支配者が、地理的に離れた(本国または帝国主義の中心と持続的な従属関係にあり、その本国または中心が、植民地に対して独占的な所有を要求権を有しているものをいう)。

先述の六つの膨張形式に関連させてまとめてみると、近代に、ヨーロッパ、アメリカ合衆国、日本のそれぞれが膨張して発生した植民地の主な型は次のようになるう。

一、(支配植民地)

- ・ 多くの場合、武力侵略や戦争の結果だが、比較的長期にわたつて土地占拠のない接触が続いたあとで成立することが多い。
- ・ 目的は、経済的な搾取、たとえば独占貿易、地下資源の利用、租税の徴収(租税の取立請負ではない)、帝国主義的政治の戦略的な防衛、国家的威信の獲得など。
- ・ 勤務が終了すれば本国へもどる、比較的少数の派遣文官ならびに派遣軍人に加えて商人が滞在し、入植はしない！
- ・ 本国による専制的な統治(総督制)に、先住民に対する家父長的な保護の要素が加わる。

例としては、イギリス領インド、インドネシア(フランス)、エジプト(イギリス)、

トーゴ（ドイツ）、ナイロビ（米國）、台灣（日本）などが挙げられよう。この型の変形としては、スペイン支配下のアメリカがあり、そこでは、ヨーロッパからの移住により、都市に少数クレオール人支配下の混合社会が成立する。

二、〈拠点植民地〉

- ・艦船による占拠行動の結果、成立する。
- ・目的は、後背地との間接的な貿易の開拓、制海権拡張のための兵站の確保、公式の独立国に対する非公式の干渉（砲艦外交）など。

例としては、マツッカ（ポルトガル）、バタヴィア（オランダ）、香港（イギリス）、シंगाポール（イギリス）、アデン（イギリス）、上海（複數國）が挙げられる。

三、〈移住植民地〉

- ・武力に支援された入植過程の結果である。目的は、安価な土地や労働力（外国人）の利用、本国では疑問視される、少数集団による社会文化的生活形態の実現など。
- ・おもに定住農民や定住移民の形式で植民が行なわれる。
- ・先住民の権利および利益を侵害して、《白人》移民が自治にいたるまでの初期形態である。

この型の変形として、次の三つの型があげられよう。

イ、《ニューイングランド型》経済的に利用価値のない先住民を排除し、一部は抹殺した。例としては、イギリスのニューイングランド植民地、カナダ（イギリス、フランス）、オーストラリアが挙げられる。

ロ、《アフリカ型》先住民の労働力を経済的に利用する。例としては、アルジェリア（フランス）、南ローデシア（イギリス）、南アフリカがある。

ハ、《カリブ型》外部から労働奴隷を輸入する。例としては、バルバドス（イギリス）、ジャマイカ（イギリス）、サン・トメング（フランス）、グアージニア（イギリス）、キューバ（スペイン）、ブラジル（ポルトガル）が挙げられる。